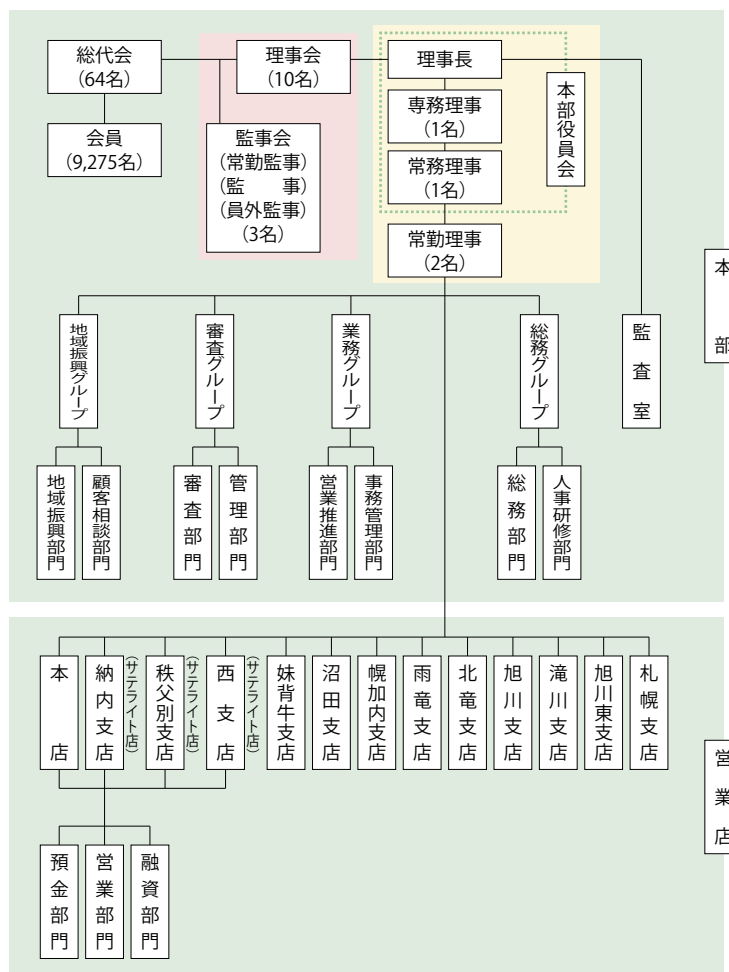


役員一覧 (令和元年6月末現在)

理事長 (代表理事)	廣上 光義
専務理事 (代表理事)	池内 英二
常務理事 (代表理事)	鈴木 伸二
常勤理事	長澤 勤
常勤理事	中山 茂樹
理事	中本 博大 (※1)
理事	笹口 俊信 (※1)
理事	大西 道祥 (※1)
理事	吉住 淳男 (※1)
理事	小滝 達也 (※1)
常勤監事	水谷 哲也
監事	永倉隆太郎 (※1)
員外監事	實吉 孝範 (※2)

(※1) 職員外理事及び監事
(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

組織 (令和元年6月末現在)



会計監査人 (令和元年6月末現在)

監査法人 銀 河

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別労功の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規にて定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

(注) 1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
なお、当年度は、「賞与」の支払いはありません。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。